

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・自然環境課

法令名	佐賀県立自然公園条例	法令の番号	昭和33年佐賀県条例第50号				
不利益処分の種類	普通地域内における行為の禁止・制限及び措置命令	根拠条項	第24条第2項				
処 分 基 準	<p>1 処分は、玄海国定公園普通地域及び佐賀県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準（2において「処理基準」という。）によるほか、風景を保護するために必要と認める場合に行うものとする。</p> <p>2 処理基準は、佐賀県行政手続条例第12条第1項に規定する処分基準として取り扱うこととし、これについては、佐賀県県民環境部有明海再生・自然環境課において備え付けその他適当な方法により公表するものとする。</p> <p>3 佐賀県行政手続条例第15条第2項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行おうとする場合には、佐賀県行政手続条例第28条から第30条までの規定により弁明の機会を付与するものとし、処分を行うに当たっては、同条例第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・自然環境課	交付機関	有明海再生・自然環境課	目次NO	NO4